

令和 年 月 日

申請者 住 所

埋蔵文化財発掘調査について（依頼）

また、当該発掘調査により発見された出土文化財については、その適正な保管と活用のため文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 105 条第 1 項および第 107 条第 1 項に規定する土地所有者としての権利を放棄します。

7 連絡先